應付ノ事務所ハ無益ノ事務事務所ト
別途ノ計算ヲ希望シ合法的手段ニ訴ヘ
シ居リ
今度ノ件ハ他ノ出版所関係モアリ言論ヲ避
ケ居ルガ中部交通労働組合ニ於テハ之ヲ組合
勢力拡張ノ為ニ利用シ企図スル場合ハ其ノ
傾向ニ努リ居ル組合員ニ於テ素極 出版的手段ニ
交渉シ別途ノ計算ニ出ルヤ否ヤ圓満ヲ促シ別個
ノ計算トナル問題ナリ事務ニ不穏當ナル企図
勤務ニ服セザル様申合セ居ル模様ナリ

司 14.12.14 322

昭和十四年十二月十五日

（要約報）

14.12.

元中部交通労働組合長　鈴木久吉

陳情議印刷物作製ノ件

中部交通労働組合ハ組合ト上支部長鈴木久吉ハ
同僚ト共ニ協同団結ナリシ所大中部交通労働
組合従来支部附ニ於テハ会議ヲ開キテ紛
会員ニ於テ何カ支払ヘノナルカ元来同人ハ好
人物ナル外何事モ反駁セズ殊ニ借財アルニ付